

消費税の認識を深くする

消費税法は間接税法であり、税抜価格×（１＋消費税率）の計算により表示価格には間接消費税が含まれています。

この価格の表示は消費税法第６３条の表示であり、仮に外税０表示と呼ぶことにします。

外税０表示価格＝間接消費税抜価格×（１＋消費税率）の表示は未だ日の目を見ませんが、その啓発のため <http://www.selfdecl.jp/otoku.pdf> に「**外税０表示は消費税を取らない**」というチラシを公開しました。

一方、消費税転嫁対策特別措置法第１０条の総額表示義務の規定で消費税法第６３条の規定にかかわらず税込価格「（価格×（１＋消費税率））」を表示することを義務化し、事業者には「価格×消費税率」の**外消費税を消費者から取る**ことを促しており定着させています。

消費税法に規定されている納税義務者の消費税納付税額＝課税期間中の「課税売上に係る消費税額－課税仕入れに係る消費税額」で算出され、総額表示義務の規定に何ら影響されず、国税である消費税は消費者が負担する間接消費税です。

総額表示価格－外税０表示価格＝価格×消費税率 で分かるとおり総額表示により常に消費者は**外消費税の過重負担**を強いられており、事業者の消費税納付額＝「税込価格に転嫁されている消費税額－課税仕入れに係る消費税額」ですが「課税仕入れに係る消費税額」は納付されることなく事業者の元締めである**企業が横領**しています。

そもそも消費税転嫁対策特別措置法は、事業者には総額表示を義務付けて価格×消費税率（外消費税）を盗るように唆していますが消費者に外消費税の納税義務を定めておらず、**日本国憲法第３０条の条規に反する**ので憲法９８条によりその失効期日を待つことなく無効とされるべきものです。無効になれば総額表示も無くなるので、その受け皿が外税０表示です。

チラシの実を上げるため外税０表示事業者の事業に係る課税仕入れに係る外消費税の負担を無くすためNHK、電力会社、ガス事業者、油供給事業者、上下水道事業者、通信事業者、これら事業者の監督府省などに**ペナルティ（告発、過去に猫糞している外消費税の一括返還）**をチラつかせてこれらの事業者にも外税０宣言を迫ることになります。

なお、事業者に対するペナルティは外税０宣言することで**免ぜられます**。

NHK，総務省を告発する根拠

https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/price_chng_zen01.html にNHKの放送受信料額の設定の説明があり、**算定基礎額**×消費税率を放送受信料額としています。

「算定基礎額」には電力、機材、番組制作など諸々に係る消費税、及びNHKが納付すべき間接消費税額が含まれており、間接消費税を含む算定基礎額に消費税率を乗じた額を契約者から徴するのは法律に定めがないので憲法第30条の条規に反し、憲法第98条により無効であり、総務省もそのような受信料額を定める日本放送協会放送受信規約の変更の認可をするのは無効です。

来月の消費税率の引上げに際し、NHKが規約で定める受信料額を受信料額＝税抜算定基礎額×（1＋消費税率）」としなかった場合はNHKを、総務省が受信料額を「受信料額＝算定基礎額×（1＋消費税率）」とする規約を認可した場合は総務省を告発することになります。